

# 猪名川町腹部超音波検診業務実施要領

令和8年度  
猪名川町

## 令和8年度 腹部超音波検診業務実施要領

### 1 実施場所・日程

猪名川町（以下「町」とする。）が指定した日程・会場で実施するものとする。

ただし、受診希望者の状況により、実施回数の変更を行う場合や災害等により中止又は延期及び実施場所の変更をする時は、別途協議する。

### 2 実施健(検)診項目

腹部超音波検診を実施する。

### 3 受診者への通知等

町は、受診希望者からの申し出により検診受診予定者のデータを作成し、委託検診機関に提供する。委託検診機関は、そのデータ及び受診申込書をもとに、受診者に対して検診実施日時及び検診項目等を記載した通知を行うものとする。通知については、検診日程で5月の予定者は日程の4週間前に受診（問診）票を町に報告するものとする。それ以外の日程の受診者には6月当初に日程のみの案内、受診（問診）票を含む通知は検診の4週間前までに町に報告を行う。適宜の申込み者の通知については、町からデータ提供後、4週間以内に行う。その際、受診者の地域性や世帯構成、去年の検診日等を考慮し、日時の設定をする。

なお、受診者から検診実施日時及び検診項目についての変更等の申し出は、委託検診機関で行うこととし、委託検診機関は検診についての変更申し出があった場合は、新たな検診日程を受診者と調整することとする。

### 4 検診実施方法

#### (1) 受診（問診）票等の送付

委託検診機関は、町から提供されたデータ及び受診申込書をもとに、検診日の4週間前までに受診者ごとの受診（問診）票、と町指定の文書を封入した物を町に納入する。

#### (2) 資機材の搬入及び設営

委託検診機関は、検診車及び検診に必要な機材等を検診会場に搬入し、開始時間までに会場の設営を行うこととする。なお、その際にはプライバシー・安全性・動線に配慮する。

ただし、検診時に使用する机・いすについては、あらかじめ委託検診機関より必要な数を町に連絡し、町が準備することとする。

#### (3) 従事者の派遣

委託検診機関は腹部超音波検診に必要な数の医師及び技師等その他必要な人員を派遣する。

#### (4) 腹部超音波検診受付

委託検診機関は、実施当日の受付受診者名簿を作成し、受付時に受診者本人であることを確認するとともに、受診する腹部超音波検診項目を確認する。

なお、受診者名簿は事前に町へ報告する。

#### (5) 腹部超音波検診の実施

委託検診機関は業務責任者を定め、町に通知する。なお、業務責任者が不在時でも対応できる体制を整えるものとする。実施については、日本消化器がん検診学会等「腹部超音波検診

判定マニュアル」に基づいて腹部超音波検診を実施する。

(6) 廃棄物の処理

腹部超音波検診の実施に伴う廃棄物は、委託検診機関がすべて回収し、適正に廃棄することとし、処分先を報告するものとする。

(7) 受託者等の明示

委託検診機関は、検診実施場所において、検診に従事する者すべてに受託者名及び氏名を明記した名札等を着用させることとする。

(8) 事故の防止

委託検診機関は、受診者に事故がおこらないよう細心の注意をもって実施するとともに、受診者が当該検診に耐えることが難しい、または好ましくないと判断した場合は、町に報告するとともに受診を見合わせる等の最善の方法を尽くすこととする。

(9) 事故等の発生時の対応

検診中において、あらゆる事故及びトラブル等が発生した場合は、委託検診機関は総力を挙げて事態を適正に收拾するとともに、事態の大小に関わらず速やかに町へ報告することとする。また、再発防止策について記録を作成し、提出する。

(10) 事故等の收拾及び再検査等にかかる費用

事故等の收拾及び再検査等に費用が発生した場合は、町に過失があるときを除き、委託検診機関受託者の負担とする。

5 腹部超音波検診の方法

腹部超音波検診

① 検診対象者

当該年度に35歳以上であり、検診日に猪名川町に住民票がある者とする。

② 検診内容

問診・超音波による肝臓・胆のう・膵臓・脾臓・腎臓の検査とする。

所定の条件で撮影された写真は、専門医による2重チェックを行うこととする。

6 検診手数料の徴収事務補助について

委託検診機関は、町が定めた検診にかかる手数料（別紙1）を受診者から徴収するとともに、希望者に対して町が指定する様式で領収書を発行する。

ただし、以下の者からは徴収は行わない。

ア 町国民健康保険の資格がわかるものを提示した者

イ 昭和37年3月31日以前生まれの者（当該年度65歳以上になる者）

ウ 生活保護受給証明書を提示した者

7 検診結果送付

委託検診機関は、見やすくわかりやすい検診結果表を作成し、検診日から3週間以内に、検診結果を受診者ごとに封入し、町に納入する。また、精密検査を必要とする者には、病院への紹介状を送付する等適切な措置を講ずることとする。

なお、判定の際に至急精密検査が必要とされた場合は、電話等により直ちに町へ報告することとする。

る。

## 8 検診実施結果の保管

委託検診機関は、受診者の検診結果データ及び画像データは、5年間保存するものとする。その際、個人情報の保護の重要性を認識し、適切に管理を行うこととする。

## 9 検診実施結果データの提出

委託検診機関は、検診実施での判定結果を、町が指定するデータの様式で提出することとする。

## 10 精度管理

委託検診機関は、検診の質の向上を図るために、次の項目の実施に努めることとする。

- (1) 検診を円滑に実施するため、検診に従事する者の知識・技能の向上等の研修等の実施
- (2) 検査結果の正確性を確保できるようにするための内部精度管理及び外部精度管理

## 11 検診実施にかかる委託料の請求

委託検診機関は、検診終了後、請求書を町に送付する。町は受診人数や検診内容を確認した上で速やかに、この費用を支払うこととする。

## 12 個人情報の保護

委託検診機関は、個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守することに加え、「個人情報取扱特記事項」や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正について」（平成18年4月21日医政発第0421005号、薬食発第0431009号、老発第0421001号）及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドラインを遵守することとする。また、町個人情報取扱特記事項第3条に基づき、作業責任者及び作業従事者を選任し、遵守することとする。

別紙 1

検診にかかる手数料

検 診 名	費 用
腹部超音波検診	1, 0 0 0 円